地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き

（令和７年 12 月版）

令和７年 12 月

内閣官房地域未来戦略本部事務局
内閣府地方創生推進室

＜はじめに＞ …… 1

１．都道府県と市町村の役割分担等…… 2

１－１　都道府県の役割
１－２　市町村の役割
１－３　都道府県と市町村との連携
１－４　広域リージョン連携

２．策定、改訂プロセス…… 7

２－１　策定、改訂プロセスの重要性
２－２　住民・産官学金等の参画と推進組織
２－３　庁内における推進体制
２－４　起草作業
２－５　PDCA サイクル
２－６　効果検証の重要性
２－７　KPI の分析と取組の改善
２－８　地方議会による議論

３．地方版総合戦略の構成 ……11

３－１　地方版総合戦略の名称
３－２　地方版総合戦略の期間
３－３　全体的な構成
３－４　国（都道府県）の総合戦略の勘案
３－５　これまでの地方創生の取組との関係
３－６　目標及び施策に関する基本的方向
３－７　具体的な施策
３－８　重要業績評価指標（KPI）

４．戦略の対象となる政策 …… 18

４－１　政策分野の範囲
４－２　国の支援策の積極的な活用
４－３　「地域経済分析システム」等の活用

５．その他留意事項……20

５－１　総合計画等と地方版総合戦略との関係
５－２　地方版総合戦略の早期の策定、改訂

＜はじめに＞

国においては、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものとして、令和７年 12 月 23 日に、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第８条第６項に基づき、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」を変更し、2025 年度を初年度とする５か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（以下「本総合戦略」という。）が閣議決定されました。

本総合戦略では、政府が講ずべき施策を具体化するとともに、目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）の整理を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる KPI の設定及び工程表の作成を行うことにより、PDCA サイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高めていくこととしています。

国としては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である「地域未来戦略」を来年夏を目途に取りまとめることとしています。

地方においては、法第９条及び第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。そのため、各地方公共団体においては、本手引きを参照しながら、地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定するよう努めるとともに、自らの創意工夫により、地域の特性をいかした取組を地域の多様なステークホルダーと連携しながら進めていくことが望まれます。

本手引きは、平成 27 年１月に策定され、令和５年 12 月に改訂したものを、国の総合戦略の変更を踏まえ、地方版総合戦略の策定、改訂や同戦略についての効果検証がより一層進展することとなるよう改訂したものです。各地方公共団体においては、地方版総合戦略の策定、改訂及び効果検証にご活用ください。

最後に、本手引きは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４（技術的な助言）に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意事項を示しているものです。本手引きにおいて示していない事項や、示している内容と異なる手法等により、地域の判断で取り組んでいただくことはもとより可能です。

１．都道府県と市町村の役割分担等

１－１　都道府県の役割

① 求められる役割

広域自治体である都道府県には、市町村に先行して、地域の多様なステークホルダーを巻き込みながら、都道府県としての将来の在り方を検討した結果を踏まえ、地方版総合戦略の策定、改訂及び効果検証を行うことが期待されます。

また、複数の市町村が共通して直面する課題に対する解決策や市町村間連携の枠組み提示、地域の実情に応じ、市町村の取組を補完する支援体制の構築や、人材育成のほか、市町村の地方創生の取組が円滑に進展するよう、地域の経済界やメディア等との連携を促すことが重要となります。

さらには、国の人材支援・情報支援等の連携等を図るとともに、国の様々な政策や制度を市町村に適切に伝達・展開することが求められます。

② 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

例）・地域産業のイノベーション創出促進
・スマート農業技術の開発・普及の推進
・企業の地方移転等の促進
・大学等と連携した修学・就業の促進
・新たなモビリティやMaaSの普及による公共交通の利便性向上
・光ファイバ、5G等のデジタルインフラの整備・活用の促進
・デジタル人材の地域への還流促進
・脱炭素、循環経済、自然環境保全など環境課題との統合的な解決

③ 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は、全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが求められます。また、統計指標や様々なデータを活用し市町村の状況を可視化することで、地方版総合戦略の内容だけでなく、具体的な検討プロセスも含めて市町村の主体的な動きに繋げることが期待されます。

例）A 県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定・実施を支援
B 県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
C 県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

【特徴的事例①】
＜大阪府＞
総務省の調査による「年齢階級別・男女別」の転入超過数のデータを基に、市町村ごとの状況をグラフ化し、一覧にしたものを各市町村へ提供。これにより、他の自治体の状況も知ることで、自らの強み・弱みや、立ち位置などが明らかになると考えており、市町村における地方創生の取組の検討に活かしてもらうことを想定している。

１－２　市町村の役割

① 求められる役割

基礎自治体である市町村は、地方創生を現場で中心的に担う主体として、地域の多様なステークホルダーを巻き込み、一緒になって地方創生を推進するリーダーシップを発揮することが期待されます。

国や都道府県の支援を活用し、他の地方公共団体との比較や好事例を参考としつつ、人口構造の変化など自らの地域の将来の姿から逆算して着手すべき施策を考え、それらを担う人材育成を含め具体化していくことが重要です。

人口減少を正面から受け止めた上での施策展開や、指定都市・中核市・一般市・町村といった人口規模や権限、地域特性等に応じて AI・デジタル等の新技術を活用して維持すべき行政サービスの高度化やサービス確保を図る取組を行うとともに、新たな資金の流れを自ら確保する取組、若者や女性にも選ばれる地域づくりなどの新しい視点も取り入れながら、必要に応じ、他の市町村とも連携を図りつつ、地方創生の施策を力強く進めていくことが求められます。

【特徴的事例①】
＜北海道札幌市＞
人口減少の緩和を目的として、札幌市の少子化の要因等を調査し、他の政令市など 21 都市と少子化の要因となりえる指標を比較・深堀りしたうえで、札幌市の地域特性にあった施策を策定し、地方版総合戦略に盛り込んでいる。

【特徴的事例②】
＜広島県安芸太田町＞
　将来ビジョンにおいて、設定した目標人口を達成するために逆算して必要となる施策を検討した結果、将来的な町内への移住ニーズも一定数見込まれることから、子育て世代を主軸とした中堅所得者向け定住促進住宅を町有地等に設置する。

② 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

例）・創業支援・起業家教育
・サテライトオフィスの推進
・関係人口の創出・拡大
・ICT を活用した医療・教育体制の整備
・デジタル技術を活用した防災・減災対策
・小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備
・再生可能エネルギーや循環資源等を有効活用した地場産業の振興
・豊かな自然環境の価値評価による外部投資の喚起

【特徴的事例①】
＜宮城県大崎市＞
　地域経済の活性化を目的として、産学官金等の関係機関と連携し、商店街の空き店舗を活用したコワーキングスペースを設置、創業支援員が常駐し相談対応など創業支援の場を提供。加えて、創業に関心の薄い層への機運醸成として、若者・女性の参画を目的としたフリーペーパーの発行や創業イベントの開催などを通じ、創業が身近なものと感じてもらえる取組も実施している。

【特徴的事例②】
＜北海道上士幌町＞
　地域資源である家畜ふん尿を活用したバイオガスプラントを整備し、脱炭素や資源循環に取り組みながら、環境と調和した持続可能な農業と地域内でのエネルギーの地産地消を推進。また、防災拠点となる公共施設等に太陽光発電等を整備し地域のレジリエンス強化に取り組む。

【特徴的事例③】
＜長崎県南島原市＞
市内の「原城跡」が世界文化遺産に登録されたことをきっかけに、世界遺産を観光資源の中心に捉えた観光客の誘致に取り組んでいる。原城跡の多言語パンフレットを作成したほか、令和８年度完成の世界遺産センターでも展示資料や原城に関する VR 映像について多言語対応を進めている。また、多言語アプリで市の広報誌を閲覧できるようにするなど、県と市の関係課が連携して外国人観光客の取り込み施策を推進している。

③ 市町村間連携

広域観光や関係人口の創出・拡大等の個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏といった圏域設定を行う取組など、市町村間連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

なお、経済面、文化面、地理的状況などの観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏等）においては、効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること等を考慮し、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

【特徴的事例①】
＜鹿児島県奄美大島内５市町村＞
奄美大島の住民の生活圏・経済圏は各市町村単位ではなく、島単位となっており、人口減少などの地方創生に向けて奄美大島一体となり連携して取り組んでいく必要があることから、奄美大島内５市町村（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）では、地方版総合戦略の策定に当たり「奄美大島人口ビジョン 2025」を共同で策定。

【特徴的事例②】
＜鳥取県鳥取市＞
鳥取市では、経済・文化等様々な面でのつながりの深い鳥取県東部及び兵庫県北但西部の１市６町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町、新温泉町）で構成する「麒麟のまち」圏域を形成。麒麟のまち圏域の様々な魅力を発信するため、開設した大阪の情報発信拠点などで、地元産品の販路拡大、交流人口の増加、移住定住の促進に取り組んでいる。

１－３　都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、地方版総合戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。これは、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な

行政運営の確保を図る観点から重要であると考えられます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織に市町村が参画したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けることなどが考えられます。

例）移住促進施策：
都道府県　→　移住希望者と就職先企業をマッチングするサイトの管理運営、大都市圏での情報発信
市 町 村　→　上記サイトに掲載する企業の募集、移住者向け住宅等の受け入れ環境整備

【特徴的事例①】
＜高知県・高知県内市町村＞
県内 34 市町村で「れんけいこうち広域都市圏」を形成し、県の総合戦略・産業振興計画等の KPI を参考に、「れんけいこうち広域都市圏」の KPI を設定。県の支援を受けながら、「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」に基づき、全市町村が連携して二段階移住推進事業などを実施し、圏域の活性化及び人口減少の課題克服に取り組む。

【特徴的事例②】
＜長野県宮田村＞
広域での移住・定住促進を図るため、民間企業や長野県、上伊那地域の市町村と連携し、「U・I・J ターン希望者の移住・定住促進プロジェクト」として、仕事フェス等を開催、若い世代の人材確保を進めるとともに、保護者も対象とした情報発信体制の構築を進める。

１－４　広域リージョン連携

産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体の連携により、面的に展開する「広域リージョン連携」の積極的な推進が期待されます。

なお、地方版総合戦略に基づく事業であって、地域再生計画の認定を受けたものについては地域未来交付金の交付を受けられること等を踏まえ、広域リージョン連携に基づき実施する関連施策についても、地域未来交付金の活用を検討する場合には、各プロジェクトを実施する地方公共団体の総合戦略において、記載することが必要です。

例）関西広域リージョン連携の取組
令和 7 年 10 月 23 日に「関西広域リージョン連携宣言」が行われ、関西地域の８府県域において、公設試験研究機関のプラットフォーム事業や関西・大阪万博で披露された最先端技術の社会実装等の取組を展開していくこととしている。

２．策定、改訂プロセス

２－１　策定、改訂プロセスの重要性

地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え、目標を考える観点から、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関等の多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要です。このような責任ある多様な主体の参画は、地方版総合戦略に基づく具体的な取組の効果を高めることにつながります。

これまでの地方版総合戦略の効果検証では、若者や域外の関係者が参画した事例や広域連携（市町村間、都道府県と市町村間との連携等）による改訂プロセスを経た事例が見られます。地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、責任ある多様な主体の参画により、地方版総合戦略に基づく具体的な取組の効果を高めるためにも、策定、改訂のプロセスを重視することが求められています。

【特徴的な事例①】

＜香川県高松市＞

総合戦略の策定に当たっては、第５次たかまつ男女共同参画プランを踏まえ、女性を一定水準以上含めた産官学金等で構成する推進組織において活発な議論を行っている。また、中高生や子育て世代向けのタウンミーティングなども複数回実施しており、ここで集めた意見を参考に重点取組事業を選定する際の重点課題及びテーマを設定するなど、様々な世代の声を市政に反映させるための工夫を行っている。

【特徴的な事例②】

＜群馬県みなかみ町＞

地域内の多様な関係者による議論により、地域の豊かな自然環境や生態系が、健康的生活や文化的・経済的発展のための基盤となるという共通認識が生まれたことから、地域の資源を持続的に維持しながら地域の魅力（ブランド力）向上を図ることを基本目標に位置付けるなど、自然との共生を地方創生の土台として、各施策を推進している。

２－２　住民・産官学金等の参画と推進組織

目標の実現に向け、各施策を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要です。このため、地方版総合戦略は、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

【特徴的な事例①】
＜愛媛県今治市＞
今治市総合戦略推進会議は、実効性の高い政策立案を目指し、産官学金等の多様な主体で構成。デジタル人材育成や地域産品の販売促進、デマンド交通を担う企業をはじめ、地域の幅広いステークホルダーが参画し、多角的な視点から議論を重ねている。

また、各地域において設置している「地方移住に係る県民会議」や「子ども・子育て会議」、「DX 推進会議」といった地方創生やデジタル技術の活用に関連する会議体等における議論や取組内容についても、地方版総合戦略の策定、改訂に反映させるなど、各地域における「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織を有機的に連携させていくことも重要です。

なお、地方版総合戦略の効果的・効率的な推進のためには、できるだけ多様な主体の参画が望ましいですが、地域の実情に応じて構成団体を検討することも差し支えありません。また、推進組織の構築に当たっては、これまでの地方版総合戦略の策定や改訂、効果検証における推進組織を継続して活用することも考えられます。

２－３　庁内における推進体制

地域の様々な個性を生かしながら、地方創生の取組を進めていくことが求められるため、地方版総合戦略の策定、改訂及び同戦略についての効果検証を実施する際には、地方創生担当部局をはじめ、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要です。

２－４　起草作業

地方版総合戦略の策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、地方創生の取組を進めるためには、その施策を実施する地方公共団体自らが、目標について、主体的に考えることが重要です。このため、各地方公共団体が主体性をもって、住民や産官学金等の多様な主体の参加・協力を得ながら、しっかりと議論を行った上で、地方版総合戦略の策定に取り組むことが重要であり、地方版総合戦略の起草作業自体は、多様な主体の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うことが望まれます。

２－５　PDCA サイクル

目標の実現のためには、これまでの地方創生の取組も含めて、改善を加えながら推進をしていくことが重要であり、そのためには PDCA サイクルを確立する必要があります。具体的には、まず、効果的な地方版総合戦略を策定

し、着実に実施していくとともに、設定したKPI（後掲３-８参照）を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて地方版総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことが考えられます。

また、PDCA サイクルに基づく効果検証の実践は、目標の実現に向けた、より効果的な施策の推進に必要不可欠なものであり、国の総合戦略の基礎ともなっているものです。各地方公共団体においても、これまでの地方版総合戦略の効果検証を行うとともに、その結果を今後の地方版総合戦略の策定、改訂に反映し、その後も継続したPDCAサイクルの確立と運用を図ることによって、より効果的な取組の推進につなげていく必要があります。

PDCAサイクル：

Plan-Do-Check-Actionの略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

※「地方創生事業実施のためのガイドライン」（令和７年３月改訂 内閣府地方創生推進事務局）には、PDCAの各段階において、工夫・留意すべきポイントを整理していますので、参考としてください。

２－６　効果検証の重要性

地方版総合戦略の取組を推進するに当たっては、KPIの進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証のほか、住民からの意見聴取等を実施して、定期的・多角的な評価を行うことが重要です。KPIが計画どおり進捗していない場合には、その要因を分析し、取組を進める中で生じている課題を具体的に把握することで、改善につなげることができます。住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力を得るとともに、住民等への対外的な説明責任を果たす観点からすれば、進捗状況や検証結果については、ホームページ等で公表することが望まれます。

仮に、地域の実情により、定期的・多角的な評価が実施できない場合であっても、少なくともKPIの進捗状況を確認し、進捗状況や検証結果をホームページ等で公表することが、住民等への対外的な説明責任を果たす観点から適切です。

さらに、評価結果を踏まえて、KPIの修正等の必要な見直しを地方版総合戦略に反映させていくことで、取組の安定的な継続と更なる発展が促され、より効果的な地方版総合戦略の推進につながっていきます。

なお、目標について、定性的な目標を設定したときには、客観的な指標を定めることが適切としていますが、客観的な指標を定めることができない場合には、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策における KPI の進捗状況等から、定性的な目標の達成状況を検証することが考えられます。

【特徴的な事例①】
＜北海道帯広市＞
帯広市では、人口減少下にあっても、稼ぐ力を高め、活力あるまちづくりを進めるため、新たな総合戦略の施策に「インバウンド誘客の強化」を追加し、北海道や近隣町村、民間事業者等と立ち上げた「十勝インバウンド誘客推進協議会」において推進をはかることとしている。本施策の KPI の設定について、外部有識者で構成された審議会に諮ったところ、「積極的に推進していくためにも、目標値をさらに高くした方が良い」との意見があり、上方修正した。

２－７　KPI の分析と取組の改善

各地方公共団体においては、これまでの地方版総合戦略の検証によって得られた客観的数値に基づく取組の達成状況を把握するとともに、国における効果検証の手法や結果を参考にしつつ、十分な分析を行うことが必要です。その結果を踏まえ、順調に進んでいる取組は一層の成果を目指し、そうでない取組は継続や廃止を含めた改善策を検討・実施することによって、より効果的・効率的に取組が推進されるよう、必要な改善等を図っていくことが重要です。

２－８　地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

３．地方版総合戦略の構成

３－１　地方版総合戦略の名称

地方版総合戦略の名称については、２－２で記載した推進組織等における議論を踏まえ、地域の実情に応じた名称を設定することが適切ですが、例えば以下のような名称が考えられます。

例）○○市地方創生に関する総合戦略
　　○○市地方創生総合戦略

３－２　地方版総合戦略の期間

国の総合戦略の期間が令和７年度～令和 11 年度の５か年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めることが考えられます。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。

３－３　全体的な構成

地方版総合戦略は、法第９条及び第 10 条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第２項第１号～第３号で、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を規定しています。

○まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）
第九条　（略）
２　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
二　都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
三　前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
３　（略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）
第十条　（略）
２　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
二　市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
三　前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
３　（略）

（参考）全体的な構成イメージ　※詳細な記載例は P17 参照

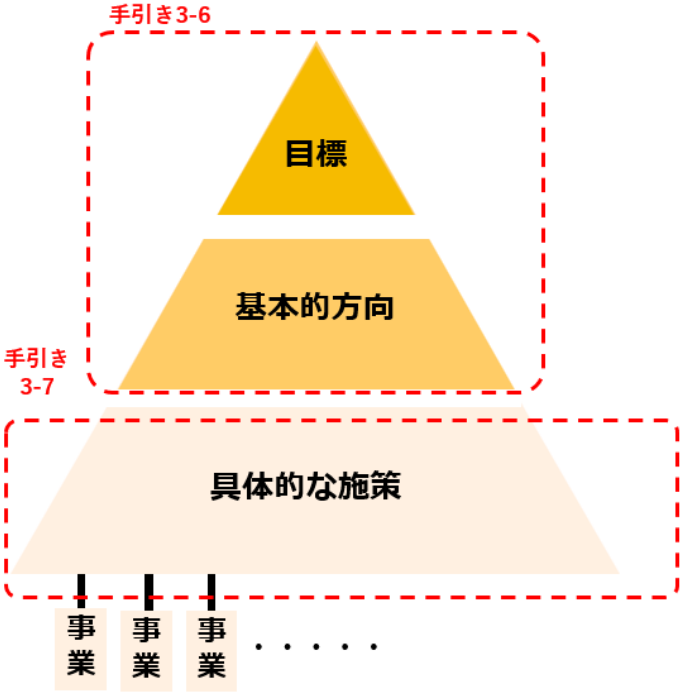

３－４　国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、法第９条の規定により、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります。国の総合戦略の策定、改訂に当たっては、人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえ、かつ、総合戦略の実施状況を検証するための客観的な指標を設定することとなっています。そのため、地方版総合戦略においても同様に、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえるとともに、客観的な指標を設定するよう努めることが望まれます。

市町村の地方版総合戦略は、法第 10 条の規定により、国の総合戦略に加えて、都道府県の地方版総合戦略も勘案の上、策定、改訂するよう努める必要があります。ただし、都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂する前に、市町村が先行して地方版総合戦略を策定、改訂することも差し支えありません。

また、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する統計としては、総務省「国勢調査」や国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、地方公共団体において行われている、地域の実情に応じた将来人口推計等が考えられます。

なお、国においては、市町村等における人口分析に対する情報支援の一環として、RAIDA-AI を提供しています。RAIDA-AI では、全市区町村における人口の現状及び将来の見通し、課題や原因等に係るデータ分析が可能であり、人口減少等の課題や原因についても、生成 AI による示唆を得られますので、必要に応じて活用してください。

３－５　これまでの地方創生の取組との関係

これまで様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組が行われており、地域活性化につながった事例も数多く存在することから、引き続き地方創生の各種取組についても、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが肝要です。

３－６　目標及び施策に関する基本的方向

「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（法第８条第２項第１号）については、令和７年６月に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」（以下「基本構想」という。）第３章「１．目指す姿」で示したとおりです。また、「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」（法第８条第２項第２号）については、基本構想第３章「２．地方創生 2.0 の基本姿勢・視点」、「３．政策の５本柱」及び「４．各主体が果たす役割」で示した基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開すること等とされています。各地方公共団体は、地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、地方版総合戦略の目標を設定した上で、関連施策を展開していくことが適切です。

（基本姿勢・視点）

・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
・若者や女性にも選ばれる地域づくり
・異なる要素の連携と「新結合」
・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
・好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

３－７　具体的な施策

国においては、目標を実現するため、基本的方向を踏まえつつ、政府が講ずべき施策を具体化するとともに、目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）の整理を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる KPI（５年後の目標値を基本とする）の設定及び工程表の作成を行うことにより、PDCA サイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高めていくこととしています。

（ロジックモデルの構造）

目標を踏まえた「インパクト」として、「強い経済」、「豊かな生活環境」及び「選ばれる地方」の３つを設定した上で、それぞれの「インパクト」を実現するための国民・企業等の動きを「アウトカム」として設定し、さらに、「アウトカム」の実現のために政府が行う関連施策の成果を「アウトプット」として設定しています。これらの「インパクト」、「アウトカム」及び「アウトプット」については成果を把握するための適切な KPI を設定しているところです。

（ロジックモデルの全体イメージ）

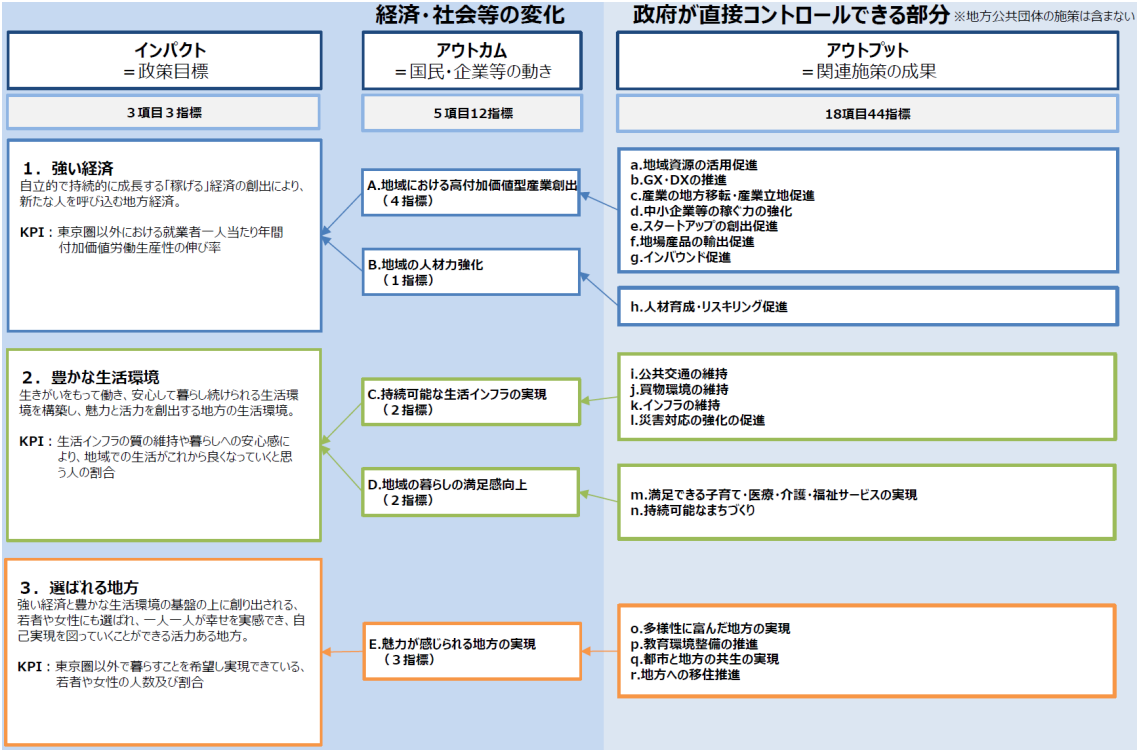

地方公共団体においても、上記ロジックモデルの内容を参考として、それぞれの地域の実情に応じながら戦略期間のうちに実施する施策を検討し、地方版総合戦略に盛り込むとともに、その施策について、KPI の設定及び工程表の作成を行うことにより、PDCA サイクルを徹底し、戦略全体の実効性を高めていくことが望まれます。なお、全てが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありません。ただし、これまでの地方版総合戦略の効果検証を行った上で、その結果を踏まえ、施策の見直しを行うことが重要です。

また、国の総合戦略では、「第３章第５節　アウトカムに貢献する主な施策の推進」において、ロジックモデルにて例示している施策をお示しするとともに、「第６節　アウトカムに貢献するその他の施策の推進」において、各アウトカムに貢献するその他の施策を記載していますので、施策検討の参考としてください。

３－８　重要業績評価指標（KPI）

地方版総合戦略に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進する観点から、盛り込む政策分野ごとに戦略期間に応じた客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切です。また、国の総合戦略におけるロジックモデルの内容を参考とし、「インパクト」、「アウトカム」及び「アウトプット」については、成果を把握するための適切な KPI を設定することが望まれます。

なお、KPI は、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可

能とするためにも、行政活動そのものの結果（アウトプット）のみではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値等を設定することが重要です。

地域の実情等により、定量的な目標を設定することが困難である場合や、適当ではないと考えられる場合には、定性的な目標を設定することが考えられますが、国の総合戦略において実施状況に関する客観的な指標を設定していること（参考：法第８条第３項）に鑑みると、客観的な指標を定めることが適切です。

〇まち・ひと・しごと創生法（抄）
第八条　（略）
２　（略）
３　まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
４～７　（略）

施策に対応する KPI の設定に当たっては、それぞれについて設定すること（下図①）のほか、複数の施策の相乗効果により施策効果を発揮するものや、単独の施策では数値化が困難な施策については、複数の施策でまとめて設定（下図②）することが考えられます。

また、ある政策分野では施策ごとに KPI を設定し、他の政策分野では事業ごとに KPI を設定する等、政策分野ごとに異なる単位で KPI を設定（下図③）すること等も考えられます。

図①
施策ごとに設定

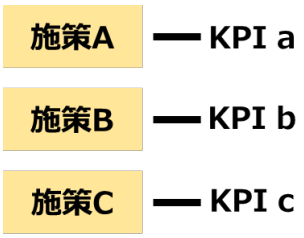

図②
複数施策をまとめて設定

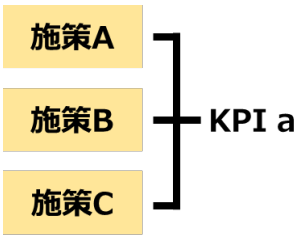

図③
異なる単位で設定

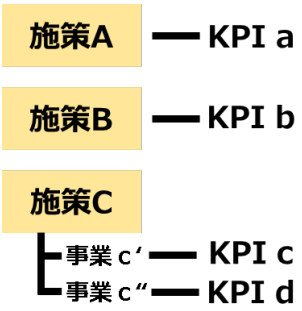

重要業績評価指標（KPI）：
Key Performance Indicator　の略称。
目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標をいう。

※「地方創生事業実施のためのガイドライン」（令和７年３月改訂 内閣府地方創生推進事務局）には、事業の企画立案時における KPI 設定に当たってのポイントや分野別の主な KPI の例等を記載していますので、参考としてください。

参考までに、想定されるKPIの主な例は以下のとおりです。なお、国の総合戦略では、５年後の目標値を基本としていますが、地域の実情に応じた目標値を設定しても差し支えありません。

○想定される重要業績評価指標（KPI）の例

①「強い」経済

（インパクト）

・地方における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率

（アウトカム）

・地方におけるGDPの成長率

・デジタル人材育成数

（アウトプット）

・スマート農業技術の活用割合

・地域のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの創出支援件数

②「豊かな」生活環境

（インパクト）

・生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合

（アウトカム）

・「交通空白」地点

・医療・介護サービス等の地域の社会保障体制に満足している人の割合

（アウトプット）

・「交通空白」解消の目途が立っていない地区・地点数

・省力化、多角化、広域化等により、生活維持に必要なサービスの効率化を図る事業者数

③「選ばれる地方」

（インパクト）

・地方で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合

（アウトカム）

・地方において、自分らしく過ごしていると思う人の割合

・関係人口の濃淡別実人数

（アウトプット）

・新規就業者の掘り起こしにより活躍できる機会を得た若者・女性・高齢者等の起業・就業者数

・関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、以下のようになります。

（例）

≪目標≫

○市の強い経済の形成

【指標】

・○市における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性について、約○万円とすることを目指す。（2029 年）

目標

≪基本的方向≫

＜○市における高付加価値型産業創出＞

人口減少や消費縮小が進む中、「強い経済」を実現するためには、食、自然、文化、芸術、景観等の地域資源の活用により、既存産業の高付加価値化が図られるとともに、輸出を含めた地産外商や観光誘客を通じて、国内外の需要を本市に取り込むことを推進する。

重要業績評価指標（KPI）

農林水産物・食品の輸出額とインバウンドによる食関連消費額

○千円から○千円（３倍）を目指す（2029 年）

基本的方向

≪具体的な施策≫

① 輸出促進等による農山漁村の付加価値創出の実現

農林水産物・食品等の地域資源を活用した輸出拡大の加速化、食品産業の海外展開を推進し、地域ぐるみの稼げる産業を実現する。

具体的な事業：農業者等に対する海外展開等支援事業

○○事業

② スマート農業の推進

最先端のスマート農業機械・機器を活用した新たな作業システムの構築等により、地域の基幹産業である農業の安全性及び生産性を飛躍的に向上させる。

具体的な事業：スマート農業機械等を活用した生産モデル実証事業

○○事業

2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度以降
農業者等に対する海外展開等支援事業				
2025 年 4 月～ 補助金事業の実施		2027 年 4 月～ 海外展開の拡大事業の実施		
○○事業				
2025 年 4 月～ ○○の検討		2027 年 4 月～ ○○の実施		
スマート農業機械等を活用した生産モデル実証事業				
2025 年 4 月～ スマート農業機械等の導入利用支援の実施			2028 年 4 月～ 効果的な機械の普及を促進	
○○事業				
2025 年 4 月～ 予算要求	2026 年 4 月～ ○○の実施			

■アウトプット KPI

・農林水産物、食品等に係る海外輸出額　○千円

・○○○

具体的な施策・工程表

４．戦略の対象となる政策

４－１　政策分野の範囲

地方版総合戦略は、目標の実現に向けたものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、基本構想で示したとおり、①人口減少を正面から受け止めた上での施策展開、②若者や女性にも選ばれる地域づくり、③異なる要素の連携と「新結合」、④AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装、⑤都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進、⑥好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）を中心とすることが望まれます。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況、さらにこれまでの地方版総合戦略の成果を踏まえて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進するなど、多様なアプローチが考えられます。

４－２　国の支援策の積極的な活用

各地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、国としては、この取組を様々な観点で積極的に支援していきます。具体的には、地域経済分析システム（RESAS）や地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）等の「情報支援」、地方創生人材支援制度や地方創生伴走支援制度、地方創生コンシェルジュ、地方創生カレッジ等の「人的支援」、地域未来交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、地方拠点強化税制、地方創生に資する利子補給制度（官民金が連携した民間投資の後押し）等の「財政・金融支援」などがあります。

特に、地域未来交付金については、目標の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方公共団体の自主的・主体的な取組を分野横断的に支援するものです。また、企業版ふるさと納税については、企業と地方公共団体の双方にとって使いやすい仕組みとなるよう、企業と地方公共団体とのマッチング会や Q&A の改正によるルールの明確化を行っているところです。

地方拠点強化税制については、地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成 27 年度から、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地方活力向上地域等において特定業務施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講じています。

これらの国の支援策については、各地域の実情に応じた取組を推進するに当たって、積極的に活用してください。目標の実現のための取組は、幅広い行政分野にわたるものであることから、各種補助事業等各府省の政策・施策を効果的に活用し、戦略的に組み合わせることが重要です。

４－３　「地域経済分析システム」等の活用

地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済に関するデータを活用し、各地域の強み、弱みを含めた特性を客観的に把握した上で、講じる施策の根拠付けや重要業績評価指標（KPI）の設定、講じた施策の効果検証を行うなど、エビデンスに基づいた政策の企画立案を行っていくこと（EBPM）が重要となります。国では、地方版総合戦略の策定、改訂における地域のデータ利活用状況のフォローアップを実施するとともに、地域のデータ利活用の推進に向けて、地域経済分析システム（RESAS）をはじめとする以下のシステム等を提供しておりますので、地方版総合戦略の策定、改訂の際には、これらのシステム等を積極的にご活用ください。

◯RESAS：地域経済分析システム（https://resas.go.jp/）

人口動態や産業構造、人の流れなどの地域のデータを地図やグラフで分かりやすく表示することで、地域の特性を分析できるシステム。

◯RAIDA：地方創生データ分析評価プラットフォーム（https://raida.go.jp/）

データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しするプラットフォーム。主に、以下のような機能を提供。

・RAIDA-AI

対象地域のデータ分析を生成 AI が自動で行い、データ分析の結果として得られる示唆を文章形式で表示することで、データによる課題分析業務を支援。

例えば、「地域の人口減少問題」について、全市区町村においてデータ分析が可能であり、人口減少等の課題や原因についても、生成 AI による示唆を得られる。

・地方創生「地域課題」ダッシュボード（β版）
（https://www.chisou.go.jp/sousei/about/dashboard/index.html）

地方公共団体が主体的にエビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進することができるよう、目標に関連する各種指標について、自治体間で比較可能な形で 1741 市区町村分のデータを可視化。

○RESAS Portal（https://resas-portal.go.jp/）

RESAS や RAIDA 等の地域経済に関するデータの活用方法を案内するポータルサイト。RESAS や RAIDA のデータの活用事例や、データ分析の視点や流れを紹介する「地域課題ナビゲーション」等を掲載。

・地域課題分析ナビゲーション

データ分析の視点や流れを紹介するナビゲーション資料。地方公共団体等が地域経済に関するデータを活用する際に、データから地域の解決すべき課題を洗い出し、取り組むべき施策を検討するための参考資料として提供。

また、国は、各都道府県及び市区町村に対して、地方創生に関する議論や取組にデータを利活用できるよう、地域における研修の実施等、きめ細やかな普及促進策に取り組んで行くこととしており、その一環として、これらのシステム等の活用方法に係るデータ分析集合研修（地方版総合戦略編）や出

前講座・研修を実施しています。

【特徴的事例①】
＜岩手県＞～RAIDA-AI を活用した人口の分析～
　県が主催する少子化対策の伴走支援型 WS を県内の小規模町村向けに実施し、RAIDA-AI「地域の人口減少対策」を利用して、WS に参加した町村ごとに「人口減少対策」の分析を実施。生成 AI による分析から得られ優先的に取り組む地域課題等の示唆を出力・確認し、WS 内でも、データに基づく施策立案等を議論。社会減少に向けた対策が必要であることを把握し、空き家のイノベーション促進やお試し移住体験、学生対象の地元企業の職場体験等の事業実施につながった。

【特徴的事例②】
＜北海道ニセコ町＞～ RESAS を活用した産業分析～
　増加する観光客や投資により、「ニセコ町は本当に観光で稼げているのか」を考えるため、RESAS（地域経済循環図）を活用し、分析を実施。その結果、町内の個人消費が地域外に流出している状況と産業毎の移輸出入収支（他の地域との取引による収支）の状況を把握できたため、ニセコ町の強みである「食」を活かした「町内での観光消費の増加や域内経済への波及」に向けた取組を検討。

５．その他留意事項

５－１　総合計画等と地方版総合戦略との関係

　地方版総合戦略は、以下２点の理由から、基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切です。

・地方版総合戦略と総合計画等との目的や政策範囲が一致しない。
　地方版総合戦略…地方創生を目的とする。
　総合計画等……地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的とする。
・地方版総合戦略は、重要業績評価指標（KPI）を設定すること
　が適切だが、総合計画等においては必ずしも設定を行うものではない。

　ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。策定、改訂に当たっては、これらの計画等の中から、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（KPI）を抽出し、地方版総合戦略とすること等も考えられます。

　なお、地方版総合戦略と総合計画等を一つのものとして策定等する場合であっても、法第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

５－２　地方版総合戦略の早期の策定、改訂

法第９条及び第 10 条の規定により、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります。また、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に基づく事業であって、地域再生計画の認定を受けたものについては地域未来交付金の地域未来推進型の交付を受けられること等を踏まえ、早期の策定、改訂に努めていただくようお願いします。